

要望書

2008年8月22日

厚生労働大臣 舩添要一 殿

全国薬害被害者団体連絡協議会

代表世話人 花井十伍

(構成団体)

MMR(新3種混合ワクチン)被害児を救援する会

大阪HIV薬害訴訟原告団

財団法人 いしずえ(サリドマイド福祉センター)

財団法人 京都スモン基金

薬害筋短縮症の会

薬害ヤコブ病被害者・弁護士全国連絡会議

陣痛促進剤による被害を考える会

スモンの会全国連絡協議会

東京HIV訴訟原告団

薬害肝炎全国原告団

イレッサ薬害被害者の会

全国薬害被害者団体連絡協議会(略称薬被連)は、薬害被害者当事者団体のみで構成される唯一の連絡協議会です。私たちは薬害被害の教訓を生かし、薬害根絶を実現するべくさまざまな活動を行っています。私たち薬害被害者は薬害根絶誓いの碑が建立された8月24日を「薬害根絶デー」としています。

薬害根絶を実現すべく、御省に下記の通り要望します。本日の協議の場において、真摯かつ前向きなご回答と意見交換をお願いします。

記

1、医薬品の安全監視体制について

現在、医薬品の安全監視体制強化に向けた議論が政府の検討会のみならず立法府などさまざまな場でなされつつあります。安全対策に従事する人員不足を解消することが急務であることについては、私たちも同じ認識ですが安全対策にかかる人員をPMDAの審査人員増員と同じ手法で企業等からの即

戦力に依存することには強く反対します。十分な定員枠を確保し上で、幅広い専門分野から募集し、中長期的計画に基づいて人材を育成することを要望致します。また、組織体制に関しては、国の責任が曖昧になる体制や製薬企業への財政依存等により中立公正性が失われるような体制には断固反対致します。

2、医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度の周知徹底について

医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度は、国民が医薬品を安心して使用するうえでの重要なセーフティネットです。しかしながら、これまで国民への周知が十分図られず、被害者が申請しないまま申請期限を看過してしまうことさえ稀ではありませんでした。独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)設立後は、薬害被害者も参加する業務委員会の提案などを実現し、広報活動の拡充を図った結果ある程度改善はされたものの、いまだ不十分と言わざるを得ません。

こうした現状を踏まえ、これまでの厚生労働省ならびに PMDA の広報活動をよりいっそう充実するとともに、安全監視や副作用情報提供との連携を強化し、さらには医療の質向上の一つとして位置づけるなど、総合的な制度の周知徹底を図ってください。また、制度のさらなる充実を図ってください。特に抗がん剤を対象とすること、胎児死亡の救済、介護者への手当、障害者自立支援法による自己負担分の補償などの早期実現を重ねて強く要望します。また、未知な副作用が結果として既知のものになった場合も救済対象とできる方策を検討してください。

3、陣痛促進剤のリスク情報の周知徹底について

陣痛促進剤(子宮収縮剤)の副作用による産科医療事故が後を絶ちません。再三要望しているとおり、母子健康手帳や母親教室のテキストに陣痛促進剤リスク説明の記載を早急に実現してください。

4、薬害の教訓、資料の活用について

これまでの薬害事件関連の行政文書を国会図書館などを活用して公開に供してください。また、今後薬害の歴史と薬事行政の変遷に関する資料も充実を図り、公開できるようにしてください。

5、レセプト並の医療明細書の交付について

医療機関の窓口で薬剤名なども全て記載されたレセプト相当の詳しい明細書の全ての患者への無料交付を早急に実現してください。本年 4 月から国立センターで全面交付が始まりましたが、国立病院機構での全面交付を早期実現するとともに、来年度は全医療機関での義務化を実現してください。

以上